

ポイント④ 改善できるポイントを意識する！

1. 安全性 (29%)	2. 収益性 (15%)
<ul style="list-style-type: none"> * 自己資本比率 * ギアリング比率 * 固定長期適合比率 * 流動比率 	<ul style="list-style-type: none"> * 売上高経常利益率 * 総資本経常利益率 * 収益フロー
3. 成長性 (21%)	4. 返済能力 (35%)
<ul style="list-style-type: none"> * 経常利益増加率 * 自己資本額 * 売上高 	<ul style="list-style-type: none"> * 債務償還年数 * インタレスト・カバレッジ・レシオ * キャッシュフロー額

これが各項目の具体的な指標ですが、見慣れない指標で評価されているのがお分かりいただけるとと思います。会計事務所へ資料を渡すと出来るだけの過去のもの(!?)と思われがちな財務諸表も、実は評価対象なのです。本紙 2022 年 7 月号でご紹介した「自己資本比率」も入っています。今後も、各指標をご案内いたします。ぜひ、「自社の見え方」も意識して、経営をしていきませんか。



インボイスへの道

第2回 「支払った消費税」となる要件

課税事業者
(原則課税)
の皆さまへ

取引業者から請求書を受け取って支払う。お店で領収書を受け取る。今も当たり前のように行っていると思いますが、インボイス制度開始後は、これらの「書面」がより一層重要となります。いえ、「書面」が無いと問題が生じます。

(仕入税額控除の要件)

QA より抜粋

問 68 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。【令和 4 年 4 月改訂】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます (新消法30⑦)。

仕入税額控除の要件 = 支払った消費税として計算できる要件 ということです。当然、この「請求書等」は「適格請求書」いわゆる「インボイス」のことを言っています。

ちなみに、消費税法では「支払う」ことを全て「仕入れ」と表現します。

つまり、この「仕入税額控除」は、商品や材料や外注だけでなく、飲食代等の経費も含まれます。支払い手段は問いません。…そう、現金で支払っても、クレジットカード決済でも、QR コード決済でも、全て必須記載事項を満たしたインボイスが必要なのです。

クレジットカード会社から発行される明細 (一覧) は、インボイスにはなりません！

(参考：国税庁 質疑応答事例「カード会社からの請求明細書」)

「クレジットカードで決済したら、領収書は要らない」と思われている方もいらっしゃるようですが、それは誤りです。今日から意識して受け取るようにしてください！

なお、どうしてもインボイス (領収書) の収集が出来ない方は、「簡易課税 (注)」を選択することもご検討いただきたいと思えます。

(注) 2 期 (2 年) 前の課税売上高が 5,000 万円以下の場合のみ選択可。適用する場合、届出が必要。課税売上げの消費税のみを基に計算する方法です。仕入れに関するインボイスを意識しなくて良い反面、「原則課税」より納税額が多くなる場合もあります。詳細はお問い合わせください。



文中の略称は以下のとおりです。

QA … 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」平成 30 年 6 月 (令和 4 年 4 月改定)